

第3期中期目標策定にあたっての整理事項

平成22年10月 佐世保市保健福祉政策課

中期目標とは、独立性を妨げない範囲で、病院が行うべきことを、市が病院に指示する行為です。

I 大項目(第1、第2、第3、第4、第5)の項目名は、法律で決められていますので、変更ができません。

II 目標中、特に重要な項目は、次の3項目です。

第2 → 提供する医療の中身についての記載です。

第3 → 病院の経営についての記載です。

第4 → 財務に対する記載です。

III 各大項目にぶら下がる中(小)項目は、各自治体が独自に設定します。

本市においては、全国の独法病院(12病院)の中期目標を横並びにして比較・検討し、北松中央病院にふさわしい中(小)項目を選択した上で、必要に応じてアレンジを加える、という手法により設定しています。

IV 第2(医療の中身)の中項目は、次により構成しました。

- 1 地域で担うべき医療の提供
- 2 医療水準の向上
- 3 患者サービスの向上
- 4 地域医療機関等との連携
- 5 市の施策推進における役割

このうち、最も重要な「病院が何を行うのか」を記載した、「1 地域で担うべき医療の提供」については、さらに次のことを目標として小項目を設定しています。

- (1) 地域の実情に応じた医療の提供
- (2) 高度・専門医療
- (3) 救急医療
- (4) 生活習慣病(予防)への対応
- (5) 感染症・災害対策
- (6) 在宅への復帰支援
- (7) 介護保険サービス

佐世保市としては、北松中央病院に従来からの役割を担っていただくことを前提に、①地域医療、②救急医療、③4疾病5事業の3つを柱として、提供医療の整理を行いました。このうち第3期中期目標期間中に実現させることとして、上記7項目を選んでいきます。

V 第3(病院の経営)の中項目は、次により構成しました。

- 1 効率的な運営管理体制の確立
- 2 収益の確保と費用の節減

※各項目の設定理由等は、第3期中期目標(概要解説)をご覧ください。